

震 災 編

1 地域防災力の向上

対策項目	① 防災意識の啓発			
実施内容	・あらBOSA Iや防災訓練、防災講話等の様々な機会を活用し、子どもから大人まで幅広い世代を対象に自助の重要性等に関する普及啓発を行う。 ・災害時の避難行動や避難生活の面で特に配慮が必要となる要配慮者や妊産婦、乳幼児、外国人が安心して避難生活を送ることができるよう、日頃の備え等に関する普及啓発を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
あらBOSA Iにおける普及啓発 〔所管部〕 区民生活部	・防災関係機関等と連携したあらBOSA I（会場開催）の実施 ・区内イベント等における出張あらBOSA Iの実施 ・アフターあらBOSA Iの実施 ・まなBOSA Iの充実（防災資器材の取扱い動画の掲載、各種ページの更新）	・あらBOSA I 2025 の実施（協定締結団体のキッチンカー・トイレカー初出展） ・区内イベント等において出張あらBOSA I を実施（計13か所） ・アフターあらBOSA I として中学校防災部の活動紹介パネル展示等を実施（計10か所） ・まなBOSA I ページの各種ページ内容の更新（資器材取扱い動画、防災訓練情報等）	○	・あらBOSA Iや出張あらBOSA Iにより、屋内安全対策、家庭内備蓄など防災に関する普及啓発を行う。 ・中学校防災部の日頃の活動成果のPRを区内各地域で実施する。 ・まなBOSA Iの掲載内容や防災アプリによる情報発信を充実させ、オンラインによる啓発を強化し、対面で行う普及啓発と併せて一体的に取り組んでいく。
様々な広報媒体や防災訓練・防災講話等の機会を活用した普及啓発（次ページに続く） 〔所管部〕 区民生活部 地域文化スポーツ部 福祉部 子ども家庭部	・区民や区内事業者等を対象とした防災講話の実施 ・外国人のための防災講座の実施 ・民生委員や介護事業所、地域包括支援センター等を通じた周知啓発 ・福祉避難所開設・運営訓練や福祉・介護に関する講演・イベントの開催時の周知啓発	・携帯トイレの設置体験等による周知啓発の実施 ・外国人のための防災訓練を実施 ・荒川コミュニティカレッジにて、防災についての体験講座等を実施 ・生涯学習ステップアップ講座にて、親子を対象の防災講座を実施 ・荒川スポーツセンターにおいて、防災とスポーツをテーマにしたイベントを開催 ・尾久図書館において、尾久消防署と連携した区民安全安心講座及び、防災に関する展示を実施	○	・関係機関と連携を強化し、啓発機会を拡大するとともに、区民へ災害時の備えの重要性を、過去の災害事例等を示しながら伝えることで、より効果的に防災の取組について周知啓発を行っていく。

取組（指標） 〔所管部〕	令和 6 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
様々な広報媒体や防災訓練・防災講話等の機会を活用した普及啓発	・保護者、乳幼児を対象とした防災訓練における普及啓発	・ゆいの森あらかわにおいて、乳幼児親子を対象とした防災訓練を実施 ・地域連携推進会議において、民生委員や介護事業者等との防災講話やグループワーク等を実施 ・介護フェアでミニ防災講話を実施 ・介護事業者団体及び職能団体と防災に関する意見交換等を実施 ・BCP策定・訓練等をテーマとした事業者向け研修の実施 ・アクロスあらかわ等において、福祉避難所開設訓練を実施 ・きらきら子育て交流サロンにおいて、親子防災講座を実施 ・区内保育施設において、保育園の備蓄食品の展示等による普及啓発や保護者への引き渡し訓練等を実施		

対策項目	② 家庭内備蓄の推進			
実施内容	・在宅避難の必要性及び在宅避難のための 7 日分以上（最低 3 日分以上）の家庭内備蓄の重要性について、様々な媒体や機会を活用し、周知啓発を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 6 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
7 日分以上（最低 3 日分以上）の家庭内備蓄の推進（次ページに続く） 〔所管部〕 区民生活部	備蓄率 7 日分以上：14% 3 日分以上：62%	備蓄率 7 日分以上：11.9% 3 日分以上：61.7% ※第 49 回荒川区政世論調査（令和 6 年度）に基づく	△	・訓練や出張あら B O S A I 等で啓発用備蓄物資の配布や 7 日分の備蓄展示、防災用品あっせんチラシの配布、日常備蓄（ローリングストック法）のパネル展示等を行い、備蓄の重要性や方法について繰り返し周知する。

取組（指標） 〔所管部〕	令和 6 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
7 日分以上（最低 3 日分以上）の家庭内備蓄の推進				・携帯トイレの無料配布事業を拡充して実施し、各家庭での備蓄につなげる。

対策項目	③ 屋内安全対策の推進			
実施内容	・震災時における身体防護、火災の防止、避難経路の確保及び在宅避難の実現を図るため、家具類の転倒・落下・移動防止器具や感震ブレーカー、防災ベッド、耐震シェルターの設置について、一層の周知・促進を図る。 ・木造密集地域を中心とした出火防止対策を更に推進し、震災に伴う火災による被害の軽減を図る			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 6 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置の推進	実施率（区政世論調査） 76%	・実施率 72.9% ※第 49 回荒川区政世論調査（令和 6 年度）に基づく	△	・屋内安全対策の重要性と合わせて区の助成制度について、区報や区ホームページ、防災講話等の様々な機会を捉えて啓発する。 ・令和 7 年度から助成事業の特例世帯に木造密集地域の木造住宅を追加した点について、区民への周知を強化していく。
〔所管部〕 区民生活部	設置助成件数 40 件	・設置助成件数 39 件		
感震ブレーカーの設置・配付の推進	実施率（区政世論調査） 24%	・実施率 23.2% ※第 49 回荒川区政世論調査（令和 6 年度）に基づく	△	・消防署による防火防災診断や、福祉部の高齢者見守りサービス事業、生活安全課による高齢者独居世帯への戸別訪問の機会に、屋内安全対策に関するチラシを配布する等、関係機関と協力した取組を実施する。
〔所管部〕 区民生活部	設置助成・配付件数 600 件	・設置助成件数 807 件 ・無料配付件数 30 件		

取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
防災ベッド、耐震シェルターの設置の推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	助成金交付申請数 3件	・助成金交付申請数 2件 ※令和6年度から、二項道路突出や不接道建物も対象にするなど、建築基準法への適合要件を撤廃したほか、設置前の耐震診断を不要にした。また、個別相談や町会回覧板などによる積極的な周知を行った。	△	・令和7年度から助成対象にグレーゾーン住宅を対象に追加した。また、助成制度全般について、個別相談や町会回覧板などによる積極的な周知を行い、更なる防災ベッド、耐震シェルターの設置の推進を図る。 ・事業者と連携し、イベント等で模型などを展示するなど、効果的な普及啓発を図る。

対策項目	④ 地域防災の担い手の育成			
実施内容	・中学生が将来の地域防災の担い手となるよう、避難所開設・運営訓練やあらBOSA I等の各種イベントへの参加や中学生防災対策会議の開催を通じた中学校防災部の育成、地域への貢献意欲の醸成を図る。小学生においては防災教育の充実を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
中学校防災部の活動促進等 （次ページに続く） 〔所管部〕 区民生活部 教育委員会 事務局	・避難所開設・運営訓練への参加 ・あらBOSA I等の防災イベントへの参画 ・東日本大震災による被災地訪問及び報告会実施 ・中学生防災対策会議の開催 ・消防団からの指導 ・高齢者宅への訪問活動 ・中学校防災部OB・OGへの継続的な働きかけ ・小学生の防災教育の充実	・地域の防災訓練や消防団合同点検等に参加 ・釜石市への被災地訪問等の実施 ・防災対策会議において東京大学准教授を講師に招いて防災について学習 ・あらBOSA I 2025において、活動の紹介や防災体験の補助等に従事 ・地域の高齢者宅の訪問や保育園との合同避難訓練への参加 ・中学校防災部OB・OGのうち希望者に対し防災のイベント情報をメールで配信 ・小学校における防災をテーマとしたクラブ活動や、定期的に実施する	○	・地域と連携した防災訓練への参加や被災地訪問等の様々な活動を支援するとともに、令和7年度から開始する助成制度により、中学生への防災士の資格取得を促すなど、専門的な知識の習得を推進する。 ・引き続き中学校防災部OB・OGに対する防災情報の配信や小学校における防災活動の充実を図る。

取組（指標） 〔所管部〕	令和 6 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
中学校防災部の活動促進等		小学校各校による防災訓練を通じて、児童の防災意識の醸成を図った		

対策項目	⑤ マンションにおける自助の推進・共助体制の構築			
実施内容	・震災時における身体防護、避難経路の確保及び在宅避難の実現を図るため、家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置について、一層の周知・促進を図る。 ・在宅避難のため、居住者を対象に、飲料水や食料品に加え、携帯トイレ等を 7 日分以上（最低 3 日分以上）の家庭内備蓄することの重要性について、様々な媒体や機会を活用し、周知啓発を行う。 ・管理組合等を対象に、在宅避難を念頭とした災対訓練の重要性及び、災対本部機能構築のため、資器材及び日用品等の備蓄について啓発する。 ・震災時に生じ得るマンション特有の課題（停電によるエレベーターや給水ポンプの停止等）について、区報や区ホームページ、防災訓練、防災講話等の様々な機会を活用して周知啓発を行うとともに、課題やマンションの実情を踏まえたマニュアルの作成を推進する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 6 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
【再掲】家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置の推進 〔所管部〕 区民生活部	実施率（区政世論調査） 76% ----- 設置助成件数 40 件	・実施率 72.9% ※第 49 回荒川区政世論調査（令和 6 年度）に基づく ----- ・設置助成件数 39 件	△	・屋内安全対策の重要性と合わせて区の助成制度について、区報や区ホームページ、防災講話等の様々な機会を捉えて啓発する。 ・消防署による防火防災診断や、福祉部の高齢者見守りサービス事業、生活安全課による高齢者独居世帯への戸別訪問の機会に、屋内安全対策に関するチラシを配布する等、関係機関と協力した取組を実施する。

取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
集合住宅居住者による7日分以上（最低3日分以上）の家庭内備蓄の推進 〔所管部〕 区民生活部 防災都市づくり部	備蓄率 7日分以上：15% 3日分以上：66%	備蓄率 7日分以上：12.1% 3日分以上：62.7% ※第49回荒川区政世論調査（令和6年度）に基づく	△	・ 備蓄倉庫の増築工事や自助を補完するための共同備蓄品の購入助成など、令和7年度から開始した分譲マンション防災対策支援制度について、マンションへの個別訪問による周知を通じて、備蓄の重要性の啓発を図り、備蓄率の向上を図る。 ・ 分譲マンションセミナーやイベント等で啓発用備蓄物資の配布や7日分の備蓄展示、防災用品あっせんチラシの配布を行うほか、管理組合の協力のもとマンション内の掲示板へのチラシの掲示により、日常備蓄（ローリングストック法）についての啓発を行い、備蓄の重要性や方法について繰り返し周知していく。
管理組合等による災対本部機能構築のための資器材及び日用品等の備蓄の啓発支援 〔所管部〕 防災都市づくり部	・ 管理組合を対象とした啓発 ・ セミナー参加者を対象とした調査	・ 防災マニュアル作成の手引きを作成及び区内分譲マンションの管理組合に配布 ・ 管理組合等を対象に実施しているセミナーの実施の際に、アンケート調査を実施	○	・ 分譲マンションセミナーで実施しているアンケートに、防災資器材や備蓄状況などの管理組合の防災対策に関連する項目を設定するなどの工夫を行うことで、より一層の防災意識の向上を図る。
エレベーター停止、在宅避難等、マンション特有の課題とその対策に関する周知啓発（次ページに続く） 〔所管部〕 防災都市づくり部	・ 区ホームページや防災訓練等による周知啓発 ・ コンサルタント派遣によるマンション内防災訓練等に対する啓発及び支援、分譲マンションセミナーでの啓発	・ 区ホームページでマンション防災マニュアル作成の手引きを公開 ・ マニュアルの見直しに関する相談に対し、コンサルタントを派遣 ・ 分譲マンションセミナー全2回のうち、1回を「マンション防災」をテーマにて開催	○	・ マンション防災マニュアルにより、周知を図るほか、分譲マンションセミナー等を通じて情報発信を行う。 ・ エレベーターの耐震化を推進するため、エレベーターの改修時期にあるマンションに対し、令和7年度から開始した分場マン

取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
エレベーター停止、在宅避難等、マンション特有の課題とその対策に関する周知啓発		また、管理組合への開催通知とあわせ、防災マニュアルを同封 ・あらBOSA I 2025 においてマンション対策のブースを出展		ション防災対策支援制度を集中的に周知する。
管理組合等による防災マニュアル作成の推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	・防災マニュアル作成の手引きの配布 ・コンサルタント派遣による防災マニュアルの作成に対する啓発及び支援 ・区ホームページによる防災マニュアル作成に関する周知	・防災マニュアル作成の手引きを区内分譲マンション管理組合に配布するとともに、区ホームページで公開 ・マニュアルの見直しに関する相談に対し、コンサルタントを派遣	○	・令和7年度から開始した分譲マンション防災対策支援制度においては、防災マニュアルの作成を助成条件とした。 ・様々な項目について相談できるよう、令和7年度からコンサルタント派遣の回数限度を1管理組合につき3回から6回に増やすことで、防災マニュアル作成を支援していく。

対策項目	⑥ ボランティアとの協力体制の構築			
実施内容	・行政とボランティアとが互いに連携して効果的な被災者救援活動を行うため、事前に行政とボランティアとの役割分担を明確にし、平常時からボランティアとの連携・協力関係を確立する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
災害ボランティアセンターの運営体制の強化 〔所管部〕 福祉部	・荒川区社会福祉協議会と連携した災害ボランティアセンター設置・運営訓練に関する意見交換等の準備 ・災害ボランティアセンター運営マニュアルの改善 ・災害ボランティア養成講座の実施	・荒川区社会福祉協議会と連携した災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施に向けた意見交換等の実施 ・災害ボランティアセンター運営マニュアルの改善 ・災害ボランティア養成講座の実施	○	・令和7年度は、荒川区社会福祉協議会や被災地支援の専門家と連携したボランティアセンターの設置・運営訓練及び災害ボランティア養成講座を実施する。 ・訓練の結果等を踏まえて、災害ボランティアセンター運営マニュアルの改善を図る。

2 安全な都市づくりの実現

対策項目	① 木造住宅密集地域の整備促進			
実施内容	・木造住宅密集地域の一層の改善を図るため、東京都の不燃化特区制度に基づき、大規模な震災時に特に危険とされている地域について、不燃化特区の指定を受け、老朽建築物の建替え費用や除却費用の助成を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
不燃化特区整備促進事業の推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	不燃領域率 67.8%	・不燃領域率 66.2% ※平成25年度に特区の指定を受けた荒川二・四・七丁目地区の不燃領域率は71.6%（≧70%）となり目標に到達した	△	・老朽建築物の除却や建替え支援、主要生活道路の拡幅整備、公園・広場等のオープンスペースの確保等、これまでの取組を引き続き実施していくとともに、各戸訪問等による事業の周知啓発及び住まいの相談会等による相談体制を強化し、不燃化の取組を一層推進する。

対策項目	② 密集住宅市街地整備促進事業			
実施内容	・震災時における円滑な消火活動と避難路を確保するため、主要生活道路の拡幅整備を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
主要生活道路の拡幅整備 〔所管部〕 防災都市づくり部	整備率 29.3%	・整備率 29.7%	○	・地域の方々と構成する「防災まちづくり協議会」等を通じて事業への協力を呼び掛けるとともに、事業の趣旨や目的について、区報、ホームページへの活用などの様々な媒体を通じて周知し、道路の拡幅整備事業の速やかな実施に向け、地域の気運を高めていく。 ・用地測量、建物調査、補償説明等の一連の作業をスムーズに進められるよう調整する。

取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
主要生活道路 の用地測量 〔所管部〕 防災都市づ くり部	進捗率 60.6%	・進捗率 60.6%	○	・事業を進めるうえで、最も 基礎的で重要な土地の測 量に向けて、土地所有者 に対して丁寧な説明を粘 り強く継続的に行う。 ・複数の主要生活道路の測 量を並行して効率的に実 施する。

対策項目	③ 都市計画道路の整備			
実施内容	・都市計画道路は都市交通における基幹的な都市施設であるとともに、震災時や延焼 火災発生時における避難路及び延焼遮断帯の役割を担うことから、着実な整備を図 る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
都市計画道路 の整備 〔所管部〕 防災都市づ くり部	整備率 58.1%	・整備率 58.1%	○	・補助第 331 号線について は、残りの難易度の高い アンダーパス部分の工事 のほか、無電柱化工事、街 路築造工事等を計画通り 進め、早期完成を目指す。 ・補助第 193 号線について は、整備工事に着手でき るよう用地買収を早期に 進めるために、用地交渉 について業務委託を効果 的に活用していく。 ・補助第 321 号線について は、広大な土地の取得が 必要となるが、課題とな っている土壌汚染の解決 に向け、権利者との調整 や調査・測量を積極的に 進める。

取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
都市計画道路 の用地測量 〔所管部〕 防災都市づ くり部	進捗率 44.8%	・進捗率 45.8%	○	・補助第321号線において、 土地所有者に対して丁寧 な説明を行い、協議を継 続していく。

対策項目	④ 木造・非木造建物耐震化推進事業			
実施内容	・震災時に倒壊等の恐れがある木造・非木造建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等に係る費用を支援することで、建物の耐震性の向上を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
木造建物耐震 化推進事業の 推進 〔所管部〕 防災都市づ くり部	・区ホームページ や掲示板等によ る周知啓発 ・診断 30 件 ・改修等 20 件	・町会回覧板及び防災スポ ット等の掲示板に周知 ポスター掲示 ・診断 35 件 ・改修等 23 件	○	・重点的に取り組むエリア を抽出するための調査を 実施し、その結果を踏ま え効果的な周知啓発を図 ることで耐震化を促す。
非木造建物耐 震化推進事業 の推進 〔所管部〕 防災都市づ くり部	・区ホームページ や掲示板等によ る周知啓発 ・診断 2 件 ・改修等 1 件	・診断 1 件 ・改修等 0 件	△	・対象物件の所有者等に対 し、パンフレット(補助制 度や資金融資あっせん制 度等)の配付や個別訪問 等により、事業を周知す ることで耐震化を促し、 耐震改修促進計画に掲げ る目標の早期達成を目指 す。

対策項目	⑤ 細街路拡幅整備事業			
実施内容	・防災性の向上や居住環境の改善を図るため、建築物の新築・建替え等を行う際に、建築主等の協力を得て細街路を拡幅整備する。また、事業の推進を図るため、建築主等に対して、拡幅する用地の整備に要する費用の一部を助成する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
細街路の拡幅整備 〔所管部〕 防災都市づくり部	・整備延長（累計）117 km ・助成件数 110 件	・整備延長（累計）117 km ・助成件数 90 件	△	・建築主等の理解が得られるよう丁寧な対応を心がけ、着実に細街路の拡幅整備を実施していく。

対策項目	⑥ 空き家対策			
実施内容	・周囲に悪影響を及ぼす空き家を管理不全空家等あるいは特定空家等に指定し、空家等対策特別措置法に基づく指導・助言を行う。 ・大地震により倒壊等の恐れがある危険な老朽空家の除却費用の助成を行うとともに、専門家に相談できる相談会を定期開催するなど、空き家対策をより一層推進する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
危険な老朽空家の除却の推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	R4 調査の危険老朽空家(ランクC・B)の除却率 30%	R4 調査の危険老朽空家(ランクC・B)の除却率 30%	○	・荒川区空家等対策計画に基づき、空き家の所有者に対して除却助成制度のパンフレットや相談会の案内等をDM送付により個別にアプローチするとともに、空家等特措法に基づく管理不全空家等又は特定空家等への指定も視野に入れた強い指導を行い、管理不全に陥っている危険な老朽空き家の改善を促進する。
空き家相談会の開催 〔所管部〕 防災都市づくり部	開催回数（累計）33 回	開催回数（累計）33 回	○	・更なる空き家対策の促進を図るため、令和7年度以降は、空き家になる可能性のある建物所有者等まで相談対象を拡大し開催する。

対策項目	⑦ 公園・緑地等の整備			
実施内容	- 震災時における延焼火災からの避難場所や自主防災組織の活動拠点を確保するため、公園・緑地等の整備を推進する。 - 宮前公園（第三期）については、災害時に拠点となる病院に隣接し、広域避難場所及び災害医療を支援する公園として機能するよう、応急対策用資器材及び災害救援用物資を保管する防災・備蓄倉庫を整備する。また、消火活動に枯渇することがない消火用水を確保するため、深井戸方式による永久水利施設を整備する。 - 南千住浄水場跡地に整備する公園は、荒川工科高等学校と一体的な広域避難場所の指定を目指し、町屋公園、荒川遊園（D地区）等の都市計画公園については、防災施設を有し避難場所となる公園整備を進める。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
都市計画公園 の整備 〔所管部〕 防災都市づくり部	【宮前公園（第三期）】 ・公園設計 ・永久水利（深井戸）さく井工事 ・用地取得	【宮前公園（第三期）】 ・公園設計 ・永久水利（深井戸）さく井工事 ・用地取得 （区取得：390㎡） （公社取得：4,719㎡）	○	・令和10年4月の全面開園に向けて、関係機関と連携しながら、公園の設計・工事を進める。 ・引き続き、宮前公園一帯の広域避難場所の指定に向けて、東京都と協議を継続する。
	【町屋公園】 ・尾竹橋公園廃止 ・既存施設撤去工事（尾竹橋公園等）	【町屋公園】 ・尾竹橋公園廃止 ・既存施設撤去工事（尾竹橋公園等） ・既存建物解体工法検討 ・用地取得 （区取得：2㎡） （公社取得：230㎡）	○	・引き続き、未取得用地（残り8件）の取得に努めるとともに、旧尾竹橋清掃作業所の撤去を進める。 ・東京都によるスーパー堤防整備後に、公園整備を行う。
	【南千住浄水場跡地】 ・既存建物解体工法検討 ・用地取得	【南千住浄水場跡地】 ・既存建物解体工法検討 ・用地取得 （区取得：3,583㎡） （公社取得：68㎡）	○	・未取得用地は残り2件となったことから、引き続き、用地交渉を進めるとともに、計画地内にある既存建物の撤去を進める。 ・東京都によるスーパー堤防整備後に、公園整備を行う。
	【荒川遊園：D地区】 ・公園設計 ・用地取得	【荒川遊園：D地区】 ・公園設計 ・用地取得 （区取得：398㎡） （公社取得：0㎡）	○	・令和10年度の開園を目指し、引き続き、防災施設を有し避難場所となるよう公園の設計・整備を進める。

対策項目	⑧ 防災スポットの整備			
実施内容	・火災の延焼防止又は遅延、建て詰まりの軽減を図るため、小規模な敷地を整備し、防災機能を備えたオープンスペースとして確保する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 6 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
防災スポット の整備 〔所管部〕 防災都市づ くり部	整備か所数（累計） 24 か所	・整備か所数（累計）24 か 所	○	・令和 7 年度は、新たに 2 か所を整備する。 （仮称）町屋四丁目東防災スポット （仮称）西尾久五丁目防災スポット ・今後も老朽建築物の除却 等の機会を捉えて、地域 の防災に寄与する用地の 取得に努める。

対策項目	⑨ 高層建築物の対策			
実施内容	・高層建築物における震災時の二次被害を防止するため、区内の高層建築物のエレベーター所有者（管理者）に対して、エレベーターの閉じ込め対策の実施状況を確認するとともに、必要に応じて改修を促す。 ・長周期地震動の影響を受けやすい超高層の建物の居住者等に対して、想定される被害や対策について、区報や区ホームページ、防災訓練、防災講話等の様々な機会を活用して周知啓発を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 6 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
【再掲】家具 類の転倒・落 下・移動防止 器具の設置の 推進 〔所管部〕 区民生活部	実施率（区政世論 調査） 76%	・実施率 72.9% ※第 49 回荒川区政世論 調査（令和 6 年度）に基 づく	△	・屋内安全対策の重要性と合わせて区の助成制度について、区報や区ホームページ、防災講話等の様々な機会を捉えて啓発する。 ・消防署による防火防災診断や、福祉部の高齢者見守りサービス事業、生活安全課による高齢者独居世帯への戸別訪問の機会に、屋内安全対策に関するチラシを配布する等、関係機関と協力した取組を実施する。
	設置助成件数 40 件	・設置助成件数 39 件		

取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
【再掲】エレベーター停止、在宅避難等、マンション特有の課題とその対策に関する周知啓発 〔所管部〕 防災都市づくり部	・区ホームページや防災訓練等による周知啓発 ・コンサルタント派遣によるマンション内防災訓練等に対する啓発及び支援、分譲マンションセミナーでの啓発	・区ホームページでマンション防災マニュアル作成の手引きを公開 ・マニュアルの見直しに関する相談に対し、コンサルタントを派遣 ・分譲マンションセミナー全2回のうち、1回を「マンション防災」をテーマにて開催。また、管理組合への開催通知とあわせ、防災マニュアルを同封 ・あらBOSA I 2025 においてマンション対策のブースを出展	○	・マンション防災マニュアルにより、周知を図るほか、分譲マンションセミナー等を通じて情報発信を行う。 ・エレベーターの耐震化を推進するため、エレベーターの改修時期にあるマンションに対し、令和7年度から開始した分譲マンション防災対策支援制度を集中的に周知する。
分譲マンション等の高層建築物における設備改修等の促進 〔所管部〕 防災都市づくり部	・マンション防災マニュアル作成の手引きを配布 ・定期調査報告書などによる現状把握及び必要となる改修等の調査	・区内分譲マンション管理組合にマンション防災マニュアル作成の手引きを配布 ・定期調査報告書による現状調査を実施	△	・定期調査報告書等により、未改修のエレベーターの状況を把握できたことから、その内容を分析し対象マンションに対して、積極的かつ効果的な周知を行う。
長周期地震動の対策に関する周知啓発 〔所管部〕 防災都市づくり部	・区ホームページや区内マンションにおける防災訓練等での長周期地震動に関する対策等の周知啓発	・区ホームページに長周期地震動に関する対策等を掲載 ・マンション防災マニュアル作成の手引きに長周期地震動に伴う閉じ込め対策等について記載し、区内分譲マンション管理組合への配布を通じた周知啓発を実施	○	・区ホームページやマンション防災マニュアルにより、周知啓発を図るほか、分譲マンションセミナー等を通じて情報発信を行う。 ・分譲マンション防災対策支援制度の周知を通じ、エレベーターの耐震化や閉じ込め対策の必要性について周知する。

対策項目	⑩ 崖・擁壁・ブロック塀等の対策			
実施内容	・土砂災害特別警戒区域内における崖・擁壁の所有者を対象として、擁壁の専門家の派遣や安全性確保のための対策工事の経費の一部を助成し、崖・擁壁の安全性の向上を推進する。 ・震災時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等（※）の所有者に対する指導を徹底して行い、通学路におけるブロック塀の情報を関係部署と共有する。（※令和 2 年度調査以降「危険である」「注意を要する」と判定されたブロック塀等が対象） ・危険ブロック塀等の撤去を促すため、ブロック塀等撤去助成事業や生けがき造成助成制度の周知の強化を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 6 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
崖・擁壁の安全性向上のための支援 〔所管部〕 防災都市づくり部	・擁壁専門家派遣事業及び擁壁等対策工事助成制度について、区ホームページへの掲載や、擁壁等の所有者にチラシを配布し、周知啓発	・擁壁専門家派遣事業及び工事助成制度について、区ホームページへの掲載や対象宅へのチラシの配付により、制度の周知啓発を実施	○	・引き続き、対象者（指定区域 5 か所）に対してチラシを配付し、事業を周知するとともに、対応していただけるように呼び掛けを行う。 ・実効性を高めるための制度設計について、調査・研究を行う。
危険なブロック塀等の所有者に対する指導 〔所管部〕 防災都市づくり部	・全域実態調査に基づく追跡調査を実施 ・危険なブロック塀等の所有者等に対する指導文書の手交 ・「危険である」「注意を要する」ブロック塀等の減少累計 340 件	・令和 2 年度に実施した実態調査に基づく追跡調査を実施し、現状を把握するとともに、危険なブロック塀等の所有者等（69 か所）に指導文書を交付 ・「危険である」「注意を要する」ブロック塀等の減少累計 327 件	△	・ブロック塀の撤去を望まない所有者に対して、上部を除却し高さを抑える方法等を紹介するなど、危険ブロックの一掃を目指す。 ・引き続き、危険なブロック塀等の所有者等に対し、適正な管理の必要性和補助制度について、個別に通知を行う。

対策項目	⑪ 建築物の耐震化及び安全対策の促進			
実施内容	・震災時における区民の生命及び財産を保護するため、荒川区耐震改修促進計画に基づき、戸建住宅、共同住宅等の耐震補強等の費用に対して助成を行い、耐震化を促進する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
【再掲】木造建物耐震化推進事業の推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	・区ホームページや掲示板等による周知啓発 ・診断 30 件 ・改修等 20 件	・町会回覧板及び防災スポット等の掲示板に周知ポスター掲示 ・診断 35 件 ・改修等 23 件	○	・重点的に取り組むエリアを抽出するための調査を実施し、その結果を踏まえ効果的な周知啓発を図ることで耐震化を促す。
【再掲】非木造建物耐震化推進事業の推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	・区ホームページや掲示板等による周知啓発 ・診断 2 件 ・改修等 1 件	・診断 1 件 ・改修等 0 件	△	・対象物件の所有者等に対し、パンフレット(補助制度や資金融資あっせん制度等)の配付や個別訪問等により、事業を周知することで耐震化を促し、耐震改修促進計画に掲げる目標の早期達成を目指す。
荒川区耐震改修促進計画に基づく耐震化の促進 〔所管部〕 防災都市づくり部	住宅の耐震化率 89%	住宅の耐震化率(推計) 89%	○	・取組内容や目標を定めたアクションプログラムに則り、各種助成制度の活用により、建替えや耐震化を促進していく。

対策項目	⑫ 火災の拡大防止			
実施内容	- 震災に伴う火災の発生に迅速に対応し、延焼防止を図るため、区民及び区内事業所等の協力を得ながら、地域危険度が高い地域へ重点的に地域設置消火器等の設置を進めるとともに、地下水や河川水等を消火用水として活用することができる永久水利施設の整備を進める。 - 初期消火の実行性を高めるため、防災訓練等を通じて消火器や永久水利施設の使用方法等について周知啓発を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
地域設置消火器の拡充 〔所管部〕 区民生活部	- 木密地域を中心とした地域設置消火器の増設 - 防災訓練や避難所開設・運営訓練等における地域設置消火器の利用方法等に関する周知啓発	- 防災広場全19か所に地域設置消火器を設置 - 地域の防災訓練における初期消火訓練 - あらBOSA I 2025における周知啓発を実施	○	- 令和7年度においては、一次及び二次避難所となる施設に地域設置消火器を設置し、これに加えて木造住宅密集地域内の避難所については重点的に増設する。 - 引き続き地域設置消火器の利用方法等について、区報、区ホームページ、各種イベント等の様々な機会を捉えて啓発する。
永久水利施設の整備及び送水訓練の実施（次ページに続く） 〔所管部〕 区民生活部 防災都市づくり部	- 宮前公園永久水利施設さく井工事の実施 - 消防署や消防団等と連携した送水訓練の実施 - 送水動作の確認	- 宮前公園永久水利施設さく井工事の実施 - 消防署や消防団、防災区民組織と連携した送水訓練の実施	○	- 現在整備を進めている宮前公園永久水利施設に関わる工事を着実に進めるとともに、隣接する令和あらかわ病院との一体的な災害医療活動の拠点に必要な設備として、上水道レベルにまで浄水処理ができる設備を備えた施設整備を併せて行う。 - 震災時に施設を活用した延焼防止活動が迅速に行えるよう、可搬式消防ポンプ、格納庫等の資器材を配備する。 - 引き続き、関係機関が連携した実践的な送水訓練の実施を推進する。

対策項目	⑬ 道路の無電柱化			
実施内容	・無電柱化は、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的としている。 ・令和元年 7 月に策定した「荒川区無電柱化推進計画」に基づき、優先整備路線（10 路線）について整備を進めている。 ・無電柱化推進計画においては、これまで実施してきた都市計画道路とともに、木造住宅密集地域内の主要生活道路についても計画的に実施していく。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 6 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
無電柱化の推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	【第二峡田小学校北側道路】 ・電柱撤去 ・道路整備工事	【第二峡田小学校北側道路】 令和 6 年度末で無電柱化完了 ・電柱撤去 ・道路整備工事	○	—
	【荒川遊園通り】 ・引込連系管工事	【荒川遊園通り】 ・引込連系管工事（通信系完了）	○	・令和 8 年度の無電柱化を目指し、電線共同溝から各戸への電力線を引き込む電力系引込連系管の整備を進める。
	【補助 331 号線】 ・引込連系管工事（1 工区）	【補助第 331 号線】 ・1 工区 引込連系管工事（電力系・通信系完了）	○	・令和 8 年度の無電柱化を目指し、2 工区における電線共同溝本体工事及び引込連系管の整備を進める。
	【優先整備路線完了実績（累計）】 ・4 路線	【優先整備路線（全 10 路線）完了実績（累計）】 ・4 路線 ※残り 6 路線のうち、5 路線について着手済み	○	・引き続き、「荒川区無電柱化推進計画」で定めた優先整備路線の無電柱化を進めるとともに、今後、無電柱化を優先して整備すべき路線についても検討を進める。

3 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

対策項目	① 道路・橋梁の安全化			
実施内容	・「荒川区が管理する道路の維持管理基準」に基づき、舗装の劣化状況を把握する路面性状調査や、道路附属物の健全度の確認等を行う道路ストックの総点検、路面下の空洞発生状況を確認する路面下空洞調査、橋梁の健全度を確認する定期点検について、5年に1度実施する。 ・災害時においても道路・橋梁利用者の安全な通行や円滑な災害救援活動を確保するため、調査・点検結果で判明した危険箇所を、改修・補修工事の実施に反映させる。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
道路の点検及び調査 〔所管部〕 防災都市づくり部	・路面性状調査 ・道路附属物点検 ・路面下空洞化対策工事 ・道路改修工事	・路面性状調査を実施 舗装ひび割れ調査 舗装わだち掘れ調査 舗装平坦性調査 ・道路附属物点検を実施 橋梁（ペDESTリアンデッキ）点検 4橋 大型カルバート点検 2か所 ・路面下空洞化対策工事を実施 19か所 ・道路改修工事を実施 6路線 ・路面下空洞調査を実施 埼玉県八潮市の道路陥没事故を受け、下水道幹線が埋設されている区道約 12kmにおいて、路面下空洞調査の一部を前倒しして実施した	○	・路面性状調査 5年に1回、実施する。 ・道路附属物点検 5年に1回、実施する。 ・路面下空洞化対策工事 路面下空洞調査結果により、危険な箇所から順に対策工事を実施する。 ・道路改修工事 劣化状況等に応じて、順次改修工事を実施する。 ・路面下空洞調査 調査頻度は5年に1回を基本としつつ、周辺施設や地下構造物の種類、過去の空洞の発生頻度などに応じて効率的な調査頻度を設定し、計画的に実施していく。 令和7年度以降は、下水道主要枝線が埋設されている区道について、前倒して調査を行う。
橋梁の点検及び調査 〔所管部〕 防災都市づくり部	・鉄道事業者との橋梁点検に関する施行協定締結 ・日常点検（年4回）	・鉄道事業者との橋梁点検に関する協議 ・日常点検 目視による点検を実施 紅葉橋：毎月 下御隠殿橋及び第二日暮里跨線道路橋：年4回	○	・鉄道事業者との橋梁点検に関する施行協定に基づき、橋梁点検を実施し、今後の補強方法等について検討を進めるとともに、修繕の計画を立案し、長寿命化に繋げる。 ・引き続き、定期的な日常点検を実施する。

4 広域的な視点からの応急対応力の強化

対策項目	① 災害対策本部の活動体制の強化			
実施内容	・ 平時から防災関係機関等と連携した災害対策本部訓練を実施することにより、各機関等との連携を高めるとともに、訓練を通じて抽出された課題について、防災関係機関及び各部と協議・検討し、マニュアル等の改善を図る。 ・ 持続可能な活動体制を確保するため、職員用の備蓄物資の充実を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
防災関係機関等と連携した災害対策本部訓練の実施及びマニュアルの改善（次ページに続く） 〔所管部〕 区民生活部 各部	・ 運用班訓練の実施 ・ 災対各部訓練の実施 ・ 消防署・警察署等の関係機関と連携した災害対策本部訓練の実施 ・ マニュアルの検証・改善 ・ 災対各部の応急対策業務の見直し・改善	・ 災対各部及び運用班における訓練の実施、訓練の実施を通じたマニュアルの更新 【運用班】 ・ 本部長室員及び災対総務企画部と連携した情報収集・分析訓練及び本部長室会議運営訓練 【災対総務企画部】 ・ 運用班と連携した訓練 【災対管理部】 ・ 初動期を想定した庁舎内の来庁者対応や庁舎管理等の訓練 【災対区民生活部】 ・ 災対区民生活部本部の設置や所管施設の状況確認、区民事務所や避難所等からの情報収集・伝達、それに伴う対応確認等の訓練 【災対地域文化スポーツ部】 ・ 荒川総合スポーツセンターでの地域内輸送拠点の開設及び運営訓練 【災対産業経済部】 ・ 東京都水道局と合同の南千住給水所拠点給水訓練、日暮里南公園給水ステーション現地参集・開設等の訓練	○	・ 運用班編成や対応フローの再構築による、本部長室会議等の運営体制の改善及び関係機関等との連携強化体制の構築を図る。 ・ 災対各部の独自訓練では、重点的な訓練が必要なフェーズを選択して実践に即した訓練を実施する。 ・ 災害時に連携が必要とされる防災関係機関や協定事業者等との連携訓練を実施する。 ・ 訓練を通じて明らかになった課題に対し、改善策を検証しマニュアルの更新を図る。

取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
防災関係機関等と連携した災害対策本部訓練の実施及びマニュアルの改善		【災対環境清掃部】 ・発災直後の初動対応及び発災1週間後の廃棄物処理等のフェーズに分けた対応訓練 【災対福祉部】 ・閉庁後（夜間）の発災、かつ、本庁舎が停電中との想定で、荒川区社会福祉協議会等と連携した訓練 【災対健康部】 ・関係機関と連携した佐藤病院・東京都立大学荒川キャンパスでの医療救護連携訓練 【災対子ども家庭部】 ・発災直後から発災45分後及び72時間後を想定したローテーション勤務による指示系統の確認等の訓練 【災対防災都市づくり部】 ・荒川区建設業協会と連携した、重機を入れたがれき除去の作業訓練 【災対教育部】 ・全小中学校等の関係機関と連携した、子どもの引取りや通信等の訓練		
職員用備蓄の確保及び充実 〔所管部〕 区民生活部	・3日以上以上の備蓄の確保 ・長期的な災害対策・復興活動に備えた備蓄物資の検討	・職員が災対活動等を継続するために必要な3日分の食料や携帯トイレ等を確保し、本庁舎にて備蓄 ・長期的な災対活動等に備え、寝袋の備蓄数を増強	○	・災対活動を行う上で必要とされる物資の検証と物資の計画的な入替えを行い、災害への即応体制を維持する。

対策項目	② 受援・応援体制の構築			
実施内容	・災害発生時に区だけで全ての対策を行うことは困難であることを踏まえ、他自治体との相互応援協定や防災関係機関・民間団体等との応援協定の締結に向けた協議及び締結を進める。 ・協定締結団体等と連携した訓練などを通じて、「顔の見える関係」を構築し、更なる体制強化を図る。 ・災害時のフェーズに応じた実効性のある受援・応援体制を確保するため、平時から荒川区受援・応援ガイドラインや関係マニュアルを整備するとともに、必要に応じて、マニュアルの新規作成や改善を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
協定締結自治体・団体等との連携強化及び新たな協定締結に向けた検討（次ページに続く） 〔所管部〕各部	・協定締結団体等との協定内容の確認・見直し ・協定締結団体等との訓練の実施などを通じた連携強化 ・更なる災害対策の強化に向けた新たな協定締結の検討 【締結実績】 自治体：18件 民間団体：144件 行政機関等：29件 【令和6年度締結済み】 ・災害時等における災害廃棄物一次仮置場の運営に関する協定書 ・災害に係る情報発信等に関する協定 【令和6年度締結見込み】 ・災害関連死の予防に資する職能団体との協定 ・災害時における避難行動要支援者等の支援に関する協定	・各協定事業者と緊急連絡先の相互確認の実施及び協定内容の確認と必要に応じた見直しを実施 ・災害医療運営連絡会を開催し、区の緊急医療救護体制や関係機関との連携について相互確認を実施 ・避難所開設・運営訓練に協定団体が参加し避難所における支援体制及び支援内容を確認 ・東京理学療法士協会荒川支部による災害対策セミナーに区職員参加 ・災対訓練における協定事業者・団体等、関係機関の参加を通じた連携体制の強化 ・給食委託事業者による区備蓄α化米を活用した学校給食の調理・提供 【締結実績数】（R7.3末） ・自治体：18件 民間団体：175件 行政機関等：31件 【実績】 ・仮置場の運営に関する協定 ・プレスリリース配信サービスを活用した復	○	・既に災害時協定を締結している自治体、民間企業については、視察・訪問や訓練の実施などを通じて連携強化を図る。 ・更なる災害医療対策の強化に向けて、薬剤師会の救護活動に関する新たな協定の締結等の検討を進めている。 ・引き続き、新たな協定締結に向けて、検討、打診を行う。

取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
協定締結自治体・団体等との連携強化及び新たな協定締結に向けた検討		- 旧・復興情報の発信に関する協定 ・高齢者等要配慮者への支援協力に関する協定書（3団体） ・避難生活における良好な生活環境を確保するための協定（TKB）		
災害時のフェーズに応じた荒川区受援・応援ガイドラインの整備及び関係マニュアルの更新・作成 〔所管部〕 区民生活部	・近年の災害事例等を踏まえた受援の内容や流れ等に関する情報収集、区の受援体制の再検討	・荒川区地域防災計画の修正に伴い、平時における災害時協定事業者との連絡体制及び災害時における災害時協定事業者への要請体制を整理 ・災対各部訓練及び運用班訓練への災害時協定事業者や防災関係機関の参加を通じて、要請方法の確認や受援にあたっての課題、改善策の洗い出しを実施 ・災害時の応援については、令和6年能登半島地震に係る被災地支援のため、石川県輪島市へ職員3名（住家被害認定2次調査及び罹災証明発行業務）を派遣	○	・引き続き、平時における災害時協定事業者との連絡体制の確保、災対各部訓練及び運用班訓練への災害時協定事業者や防災関係機関の参加を通じて、要請方法の確認や受援にあたっての課題を洗い出し、改善していく。

5 情報通信の確保

対策項目	① 住民等への情報提供体制の整備			
実施内容	・災害発生時に、区民に対して迅速かつ効率的に災害情報を伝達する体制を強化するため、文字・音声による災害情報の伝達が可能な荒川区防災アプリの普及を推進するとともに、情報収集にハンディキャップのある障がい者等への災害情報受信機の配付を推進する。 ・協定締結団体等との訓練を通じて、情報伝達体制の強化を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
荒川区防災アプリの普及 〔所管部〕 区民生活部	・区報や区ホームページ、防災講話等を活用したアプリの普及促進 ・適宜機能改善	・ダウンロード件数 21,792 件(令和7年3月末現在) ・区報や区ホームページ、防災講話等の様々な媒体や機会を活用したアプリの普及促進を実施	○	・令和7年度に新規機能の追加に伴う大幅な改修を行う。 【主な追加機能】 ・自宅や任意の場所を予め登録し、周辺の防災情報を表示するマイページ機能 ・マップ上の任意の場所の防災情報を表示する機能 ・防災情報の音声読み上げ機能 ・周囲に自分の居場所を知らせる防災ブザー ・情報配信機能の拡張による防災普及啓発の強化
災害情報受信機配付事業の推進 〔所管部〕 区民生活部	・区報や区ホームページ、防災講話等を活用した災害情報受信機の周知	・貸与件数 89 件(令和7年3月末現在) ・区報や区ホームページ、防災講話、関係所管窓口でのチラシ配布等の様々な媒体や機会を活用した災害情報受信機の周知を実施	○	・貸与対象者への本受信機に関する周知が行き届くよう、引き続き、様々な媒体や機会を通じて周知を実施する。
情報伝達体制の強化 〔所管部〕 区民生活部 区政広報部	・【再掲】災害に係る情報発信等に関する協定の締結 ・つくば市との災害時HP代理掲載訓練等の継続実施	・【再掲】令和6年9月にプレスリリース配信サービスを活用した災害時における復旧・復興情報の発信に関する協定を締結 ・つくば市との災害時ホームページ代理掲載訓練等の実施	○	・つくば市との災害時ホームページ代理掲載訓練等を実施する。

6 医療救護・保健等対策

対策項目	① 医療救護活動体制の整備			
実施内容	・災害拠点病院を早期に確保するとともに、医師会、荒川区災害医療コーディネーター等と連携し、災害時の医療救護所の配置や機能について適宜見直し、災害時における医療救護活動の実効性の向上を図る。 ・緊急医療救護所ごとの行動マニュアル等に基づき、様々な発災状況を想定した医療救護連携訓練を実施するとともに、定期的に災害拠点病院や災害拠点連携病院等の医療機関、防災関係機関と協議を行い、連携の強化を図る。 ・医療救護連携訓練で抽出された課題について適宜検証・見直しを行うとともに、都立大学や交流都市との連携による物資供給や受援体制の検討を行い、発災初期の医療救護活動体制の充実・強化を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
災害拠点病院の確保及び緊急医療救護所の拡充 〔所管部〕 健康部	・令和あらかわ病院の災害拠点病院指定に向けた支援 ・災害拠点連携病院前への医療救護所の配置調整 ・現状の医療救護体制に合わせた緊急医療救護等のマニュアルの改善	・令和あらかわ病院が災害拠点病院に指定 ・災害時医療救護活動ガイドライン（東京都）により、傷病者が集中する病院の前に緊急医療救護所を設置する方針が示されたこと等を踏まえ、緊急医療救護所2か所の設置場所を災害拠点連携病院前に変更することで、全ての連携病院前に緊急医療救護所を配置完了 ・医療救護連携訓練の実施を踏まえた緊急医療救護所のマニュアルの改善	○	【変更後】 1 東京都立大学荒川キャンパス 2 東京リバーサイド病院前 3 第三日暮里小学校 4 岡田病院前（峡田小学校） 5 木村病院前（第六瑞光小学校） 6 佐藤病院前 ・緊急医療救護所の設置場所を変更したことに伴い、区民に対して引き続き周知を図るとともに、医療救護連携訓練の課題等を踏まえ、傷病者情報の伝達、搬送調整等に関する連絡方法の見直しを検討する。
都立大学等との連携による医療救護活動体制の充実・強化 〔所管部〕 健康部	・医療人材・資器材等の受援体制及び町屋地区における緊急医療救護所機能の拡充に関する都立大学との調整	・医療救護連携訓練を東京都立大学荒川キャンパスで実施し、緊急医療救護所の運営方法について確認	○	・区の災害医療施策の推進に係る取組の実施に当たり、専門的知見を有する都立大学の教授を新たに「災害医療アドバイザー」として委嘱し、方針や施策等に関する助言、指導及び提案等を受ける体制を整備していく。

取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
緊急医療救護所マニュアルに基づく医療救護連携訓練等の実施 〔所管部〕 健康部	・災害医療に関する講習会（動画研修・通信訓練）、事前訓練の実施 ・医療救護連携訓練の実施（トリアージ、通信訓練、傷病者搬送等） ・東京都防災通信訓練（E M I S）の実施 ・訓練の実施を通じた課題の抽出・マニュアルの改善	・医療救護連携訓練の実施に先立ち、災対健康部の職員に対して、動画研修及び通信訓練等を実施 ・佐藤病院及び東京都立大学荒川キャンパスにおいて医療救護連携訓練を実施 ・東京都防災通信訓練（E M I S）を実施 ・医療救護連携訓練の実施を踏まえた緊急医療救護所のマニュアルの改善	○	・令和7年度の医療救護連携訓練は、岡田病院前及び災害拠点病院である令和あらかわ病院の2拠点で実施することで調整している。 ・緊急医療救護所における傷病者情報の伝達、搬送調整等に関する連絡方法の見直しを踏まえたマニュアルの改善を図る。
医師会等と連携した活動体制の整備 〔所管部〕 健康部	・災害医療運営連絡会の実施による医師会等との定期的な協議 ・医師会等の災害医療に関する災害時協定団体・事業者との連絡体制の確認 ・各避難所における専門職チームによる巡回調整	・災害医療運営連絡会を開催し、区の緊急医療救護体制や関係機関との連携について相互確認を実施 ・三師会等との災害医療体制に関する協議を適宜実施	△	・各避難所における専門職チームによる巡回体制の構築については、引き続き、関係団体と調整する。 ・医師会等とは、発災後72時間以降における医療提供に向けて、引き続き調整していく。 ・歯科医師会とは、歯科救護所を1か所設置し、今後の追加設置や、発災後72時間以降における巡回歯科診療の実施に向けて具体的に調整していく。 ・災害薬事コーディネーターを中心に、薬剤師会と服薬指導の体制充実に向けて更なる連携を検討する。

対策項目	② 医療資器材の充実及び災害医療拠点エリアにおける備蓄体制の整備			
実施内容	・これまで備蓄を進めてきた既存の災害用医療資器材について、常に適切な処置ができるよう随時内容の見直しや更新を行う。 ・各緊急医療救護所は、開設場所である病院や学校のスペースの関係から医療資器材の備蓄場所を同施設内に確保できず、近隣の備蓄倉庫等から運ぶ必要があるため、発災時の初動体制が大きな課題となっている。病院や学校にこれまで以上に働きかけ、各施設内に備蓄場所を確保できるよう調整を進める。 ・これらの取組みに加え、災害拠点病院となる令和あらかわ病院に隣接する宮前公園（第三期）において整備予定の医療用備蓄倉庫や永久水利等を活用し、医療資器材及び医療用水利の確保を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
医療資器材の 備蓄体制の整備・充実 〔所管部〕 健康部	・既存の災害用医療資器材の備蓄状況（品目・数量・保管スペース）における課題の抽出	・災害医療資器材の備蓄状況について、一部で同一目的の備蓄品が重複して保管されていること、保管スペースが不足していること等の課題を確認し、具体化した ・災害時における歯科診療用資器材の令和7年度の購入に向けた検討及び予算化	○	・災害用医療資器材については、令和7年度に他区の備蓄状況を調査し、備蓄が必要な医療資器材・医薬品の整理、見直しを行う。 ・医療資器材の備蓄場所、運搬方法についても引き続き検討する。
災害医療拠点 エリアの整備 〔所管部〕 健康部 防災都市づくり部	・宮前公園（第三期）における医療用備蓄倉庫・永久水利の活用方法の検討	・宮前公園内に医療用資器材の備蓄倉庫を整備 令和7年度 設計 令和8年度 工事 ・永久水利の活用については、令和あらかわ病院に配管を接続し、同院における災害時の透析医療に活用する方向で調整中	○	・宮前公園を災害拠点支援エリアとして活用できるよう、引き続き、関係所管及び令和あらかわ病院と調整を進めていく。

対策項目	③ 遺体の収容に係る体制整備			
実施内容	・ 歯科医師会、警察署及び災害時協定事業者と連携し、災害時の遺体収容所及び必要資器材の確保を図る。 ・ 円滑に遺体収容所を運用するため、事前に区、歯科医師会、警察署、自衛隊及び災害時協定事業者の関係機関等が連携した活動マニュアルを作成する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
遺体収容所・必要資器材の確保及び遺体収容所の活動マニュアルの整備 〔所管部〕 区民生活部	・ 遺体収容所の活動マニュアル作成に向けた関係機関との協議 ・ 遺体収容所における必要資器材の確認	・ 警察署が実施する遺体処理訓練に歯科医師会とともに参加 ・ 区、三警察署及び協定事業者合同の遺体収容所の現地確認及び施設の設備を確認、並びに、過去の災害を踏まえた資器材確保に関する課題について意見交換を実施	○	・ 検視・検案が可能なスペース確保が必要であることから、区内施設やテント等の活用について調査・検討する。 ・ 引き続き、関係機関と協議を重ね、実災害に対応できる体制を構築していく。

7 帰宅困難者対策

対策項目	① 一時滞在施設における運営体制の整備			
実施内容	- 円滑な一時滞在施設の運営体制を確保するため、一時滞在施設運営事業者に対して、一時滞在施設運営マニュアルの作成やマニュアルに基づく訓練の実施を促す。 - 災害時における区と一時滞在施設運営事業者との通信体制を確保するため、一時滞在施設として指定する施設にMCA無線機を配備するとともに、定期的に通信訓練を実施する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
一時滞在施設 運営体制の強化 〔所管部〕 区民生活部 地域文化スポーツ部 産業経済部	- 一時滞在施設運営事業者との災害時における連絡窓口の確認 - MCA無線機等を活用した一時滞在施設との通信訓練の実施 - 一時滞在施設運営マニュアルの作成に向けた一時滞在施設運営事業者との記載内容の検討	- 災害時における一時滞在施設運営事業者の連絡窓口の確認 - 一時滞在施設に指定している民間施設の事業者及び区施設の所管課に対する開設・運営マニュアルの難形の配付、並びに、東京都が実施する帰宅困難者対策オペレーションシステムに係る操作説明会の周知及び操作訓練の実施 - 一時滞在施設に指定されている区施設の所管課における、開設・運営マニュアルの作成に向けた検討 - MCA無線機や防災スマートフォンを利用した一時滞在施設との通信訓練の実施 - 一時滞在施設への災害用特設公衆電話の整備	○	- 災害時における一時滞在施設運営事業者の連絡窓口の確認、定期的に東京都が実施する帰宅困難者対策オペレーションシステムに係る操作説明会への参加、開設・運営に必要な物品や備蓄品について検討、整備する。 - 事業者に対して開設・運営マニュアルの作成及びマニュアルに基づく訓練の実施を促進する。

8 避難者対策

対策項目	① 避難所の管理運営体制の整備			
実施内容	・避難所運営委員会や避難所開設・運営訓練を実施するとともに、各一次避難所に避難所開設キットを導入する等、防災区民組織が迅速かつ円滑に一次避難所の開設及び運営ができる体制を強化するほか、避難所周辺の在宅避難者に対する物資の配給体制等、在宅避難者の支援体制を整備する。 ・二次避難所及び福祉避難所については、避難対象者及び避難方法について様々な機会を活用して周知を行うほか、避難所の開設及び運営マニュアルに基づく訓練を実施するとともに、必要な備蓄物資の確保・充実を図り、避難所における管理・運営体制のさらなる整備を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
【再掲】医師会等と連携した活動体制の整備 〔所管部〕健康部	・災害医療運営連絡会の実施による医師会等との定期的な協議 ・医師会等の災害医療に関する災害時協定団体・事業者との連絡体制の確認 ・各避難所における専門職チームによる巡回調整	・災害医療運営連絡会を開催し、区の緊急医療救護体制や関係機関との連携について相互確認を実施 ・三師会との災害医療体制に関する協議を適宜実施	△	・各避難所における専門職チームによる巡回体制の構築については、引き続き、関係団体と調整する。 ・医師会等とは、発災後72時間以降における医療提供に向けて、引き続き調整していく。 ・歯科医師会とは、歯科救護所を1か所設置し、今後の追加設置や、発災後72時間以降における巡回歯科診療の実施に向けて具体的に調整していく。 ・災害薬事コーディネーターを中心に、薬剤師会と服薬指導の体制充実に向けて更なる連携を検討する。
一次避難所運営力の向上、マニュアル等の改善 〔所管部〕区民生活部	・避難所運営基準の改定 ・一次避難所運営マニュアルの改定（18か所分） ・避難所開設キットの導入（18か所分）	・地域防災計画の修正を踏まえた避難所運営基準及び一次避難所開設・運営マニュアルの改定（18か所分） ・避難所開設キットの導入（18か所分）	○	・避難所開設キットについて、令和7年度中に全ての一次避難所に導入する。 ・避難所担当職員に対する研修を実施し、避難所開設・運営の対応力向上を図る。

取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
二次避難所運営力の向上、マニュアル等の改善 〔所管部〕 総務企画部 区民生活部 地域文化スポーツ部 子ども家庭部	・二次避難所開設・運営訓練の実施 ・訓練を通じたマニュアルの改善	・二次避難所開設・運営訓練及び災対訓練時におけるMCA無線機を活用した通信訓練の実施 ・定期的な二次避難所開設・運営マニュアルの確認 ・訓練を通じたマニュアルの更新	○	・避難所の開設及び運営マニュアルに基づく訓練を実施し、更なる体制の整備を図る。 ・可搬式蓄電池など必要な備蓄物資の確保・充実を図り、二次避難所における管理・運営体制のさらなる整備を図る。
福祉避難所運営力の向上、マニュアル等の改善 〔所管部〕 福祉部	・福祉避難所開設・運営訓練の実施 ・訓練を通じたマニュアルの改善 ・福祉専門職等への支援体制の検討	・荒川老人福祉センターや特別養護老人ホーム等において、福祉避難所開設訓練を実施 ・災対福祉部訓練の際に、福祉避難所の指定施設と通信訓練を実施 ・各福祉避難所及び地域包括支援センターに非常用可搬式蓄電池を配備 ・災害時における高齢者等要配慮者への支援協力に関する協定の締結（3団体） ・東京理学療法士協会荒川支部開催の災害対策セミナーに参加	○	・福祉避難所の開設・運営訓練を実施し、その結果を踏まえてマニュアルの改善を図る。 ・福祉専門職等の支援体制については、東京都災害福祉広域支援ネットワーク及び東京 DWAT 等への支援要請手続を明確化し、連携体制を整備していく。

対策項目	② 高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児及びその保護者への対策			
実施内容	・震災時における身体防護、火災の防止、避難経路の確保及び在宅避難の実現を図るため、家具類の転倒・落下・移動防止器具や感震ブレーカー、防災ベッド、耐震シェルターの設置について、一層の周知・促進を図る。 ・情報収集にハンディキャップのある障がい者等に対して迅速かつ効率的に災害情報を伝達する体制を強化するため、災害情報受信機の配付を推進する。 ・災害時における地域での避難行動要支援者の速やかな安否、所在確認の実現を図り、警察、消防、自衛隊等の迅速かつ円滑な救護・救援活動につなげるため、避難行動要支援者のうち特に避難に支援を必要とする方への個別避難計画の作成を推進する。なお、高齢者については、作成対象者の過半数が施設入所等により毎年入れ替わることから、継続的な作成勧奨を実施できないケースが多いが、担当するケアマネジャーへの周知や連携等を工夫していく。障がい者については、策定していない方に対し、計画相談事業所や通所事業所など、あらゆる方面からの勧奨を引き続き行う。 ・家族の年齢構成や性別等を考慮した、各家庭の状況に応じた防災対策が必要であることについて、様々な媒体や機会を活用し、周知啓発を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 6 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
【再掲】家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置の推進（次ページに続く） 〔所管部〕 区民生活部	実施率(区政世論調査) 76% ----- 設置助成件数 40 件	・ 実施率 72.9% ※第 49 回荒川区政世論調査（令和 6 年度）に基づく ----- ・ 設置助成件数 39 件	△	・ 屋内安全対策の重要性と合わせて区の助成制度について、区報や区ホームページ、防災講話等の様々な機会を捉えて啓発する。 ・ 令和 7 年度から助成事業の特例世帯に木造密集地域の木造住宅を追加した点について、区民への周知を強化していく。 ・ 消防署による防火防災診断や、福祉部の高齢者見守りサービス事業、生活安全課による高齢者独居世帯への戸別訪問の機会に、屋内安全対策に関するチラシを配布する等、関係機関と協力した取組を実施する。
【再掲】感震ブレーカーの設置・配付の推進 〔所管部〕 区民生活部	実施率(区政世論調査) 24% ----- 設置助成・配付件数 600 件	・ 実施率 23.2% ※第 49 回荒川区政世論調査（令和 6 年度）に基づく ----- ・ 設置助成件数 807 件 ・ 無料配付件数 30 件	△	

取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
【再掲】防災ベッド、耐震シェルターの設置の推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	助成金交付申請数 3件	・助成金交付申請数 2件 ※令和6年度から、二項道路突出や不接道建物も対象にするなど、建築基準法への適合要件を撤廃したほか、設置前の耐震診断を不要にした。また、個別相談や町会回覧板などによる積極的な周知を行った。	△	・令和7年度からグレーゾーン住宅を対象に追加した。また、助成制度全般について、個別相談や町会回覧板などによる積極的な周知を行い、更なる防災ベッド、耐震シェルターの設置の推進を図る。 ・事業者と連携し、イベント等で模型などを展示するなど、効果的な普及啓発を図る。
【再掲】災害情報受信機配付事業の推進 〔所管部〕 区民生活部	・区報や区ホームページ、防災講話等を活用した災害情報受信機の周知	・貸与件数 89件（令和7年3月末現在） ・区報や区ホームページ、防災講話、関係所管窓口でのチラシ配布等の様々な媒体や機会を活用した災害情報受信機の周知を実施	○	・貸与対象者への本受信機に関する周知が行き届くよう、引き続き、様々な媒体や機会を通じて周知を実施する。
避難行動要支援者の個別避難計画の策定支援（次ページに続く） 〔所管部〕 福祉部	・個別避難計画未策定者の調査・検証 ・検証結果等に基づく個別避難計画の策定の勧奨・支援 個別避難計画策定率 高齢者 55% 障がい者 52%	・個別避難計画未策定者を対象とした調査及び調査結果に基づく検証の実施 ・障がい者については、区職員をはじめ、計画相談事業所を通じて、未策定者の策定勧奨・支援を実施 ・高齢者 52.2% (388人/743人) ・障がい者 56.8% (2,807人/4,946人)	△	・個別避難計画は避難を必要とする方の作成同意に基づき作成を行うものであり、住居形態等によっては作成の必要がない方もいる。個別避難計画の必要性を踏まえ、必要な方には個々に丁寧な説明を行い、計画の重要性を理解いただく取組みを推進していく。 ・[高齢者] 説明会等を通じて、委託先居宅介護支援事業所（ケアマネジャー等）の作成支援者を対象として周知啓発を行う。また、作成支援者が理解しやすく作成しやすい様式へ改善を図っていく。 ・[障がい者] 引き続き、ケースワーカーをはじめ、区内の計画相談事業所から、個別避難計画未策定者へ策定の必要性、重要

取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
避難行動要支援者の個別避難計画の策定支援				性を説明し、策定率向上に向けて周知啓発を行う。
家庭の状況に応じた防災対策の啓発 〔所管部〕 区民生活部 福祉部 健康部 子ども家庭部	・民生委員や介護事業所、地域包括支援センター等を通じた周知啓発 ・福祉避難所開設・運営訓練や福祉・介護に関する講演・イベントの開催時の周知啓発 ・パンフレット等を活用した、乳幼児がいる世帯への災害対策の周知啓発 ・防災講話や出張あらBOSAI等における配慮を要する方向けのパネル展示や備蓄展示（食料や生活用品の備蓄物資の実際の必要量を展示）の実施	・地域連携推進会議において、民生委員や介護事業者等との防災講話やグループワーク等を実施 ・介護フェアでミニ防災講話を実施 ・防災に関する意見交換等を、介護事業者団体及び職能団体との会議において実施 ・BCP策定・訓練等をテーマとした事業者向け研修の実施 ・介護事業者と連携した災害対策訓練の実施 ・アクロスあらかわ等において、福祉避難所開設訓練を実施 ・あらかわ子育て応援ブック及びあらかわきっずニュースに防災アプリや防災地図、ハザードマップ等の記事を掲載 ・区内保育施設での、保育園の備蓄食品の展示等による普及啓発や保護者への引き渡し訓練等を実施	○	・引き続き、民生委員の会議や地域連携推進会議、介護フェア、福祉避難所の開設・運営訓練等において周知を行う。 ・内閣府「令和7年度災害ケースマネジメントモデル事業」を活用し、災害ケースマネジメントについて区職員及び関係団体等との研修を実施し、災害時における個々の状況に応じた支援対策について理解を深めていく。 ・引き続き、あらかわ子育て応援ブック及びあらかわきっずニュースに防災アプリや防災地図、ハザードマップ等の情報を掲載する。

対策項目	③ 女性の視点や多様性に配慮した対策			
実施内容	・女性の視点や多様性に配慮した避難所運営の重要性について、避難所開設・運営訓練や防災講話等の機会を活用して周知啓発を行う。 ・避難者の多様なニーズや避難生活に対する不安・悩み等に適切に対応するため、避難者への相談・支援体制の整備・充実を図る。 ・生理用品などの備蓄物資の充実を図るとともに、配布場所や配布方法について、避難者に配慮した避難所運営を行う。 ・平時から男女共同参画の推進とLGBTQ等の多様性の理解促進を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
女性の視点や多様性に配慮した避難所における管理運営・支援体制の整備及び周知啓発 〔所管部〕 総務企画部 区民生活部 地域文化スポーツ部 福祉部 子ども家庭部	・避難所運営委員会や避難所開設・運営訓練における多様性に配慮した避難者への相談・支援体制の検証・改善 ・避難所における多様性に配慮したスペースやレイアウトの検討、避難所運営マニュアルへの反映 ・避難所開設・運営訓練や防災講話等における啓発	・避難所運営委員会や避難所開設・運営訓練において、女性の視点や多様性に配慮した避難所運営の重要性について参加者へ周知啓発を実施し、避難所を運営する各部に女性を配置して訓練を実施 ・避難所における多様性に配慮したスペースやレイアウトについて、避難所運営マニュアル及び避難所開設キットに反映 ・二次避難所の運営を担うふれあい館職員31名がLGBTQ研修を受講 ・「大規模災害時における男女共同参画センター相互支援システム」への加入による他自治体との連携体制の充実及び研修の受講 ・地域連携推進会議、介護フェア、事業者等との連絡会における防災講話を実施	○	・避難所運営委員会を通じ、町会・自治会に対し、訓練への女性の参加を積極的に周知する。 ・生理用品等の物資を配付する際の配慮に関する周知や、着替え用テントの組立について、避難所開設・運営訓練を通じて取り組む。 ・各所管において、引き続き、様々な機会を捉えて、また、関係団体等との連携のもと、女性の視点や多様性に配慮した避難所における管理運営・支援体制の整備及び周知啓発を行う。

取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
男女共同参画の推進及び多様性の理解促進 〔所管部〕 総務企画部	- 男女共同参画の推進に係る講座等の実施 - 講座等を通じた防災意識の向上	- 男女平等推進センターにて、男女平等の意識づくりの講座等を実施 - 出張啓発を行うイベント時に防災パンフレット等を配布	○	- 男女共同参画の推進、男女平等の意識づくりに資する女性のための防災講座等を実施し、防災意識の向上を図る。 - 令和7年度改定予定の荒川区男女共同参画推進計画の中に、様々な人への配慮や多様な視点を取り入れた防災対策を盛り込む。

対策項目	④ 動物救護			
実施内容	- 災害発生時に、ペットの飼い主が避難所等に行かずに自宅でペットと共に生活できるよう、飼い主に対して、在宅避難するための自宅の耐震工事や家具類の転倒・落下防災対策等の安全対策、備蓄の実施について、避難所開設・運営訓練や防災講話等の機会を活用して意識啓発を図る。また、自宅で過ごせない場合に備え、友人、知人、親戚宅などの避難所以外の避難先の確保や、避難する際の備蓄品（収容ケージやペットの7日分以上（少なくとも5日分）の水及び餌等）、無駄吠えなどへのしつけなど、平時から行うべき備えについて周知啓発を図る。 - 動物病院や獣医師会、防災区民組織、災害時協定事業者等との連携により、各地区1か所の災害時のペットの避難施設の確保や保護・治療体制を構築する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
ペットの飼い主への事前の備え及び区民へのペットの避難に関する意識啓発 〔所管部〕 健康部	- 犬や猫の飼い方講習会における災害時の備えに関する啓発 - 飼い主への啓発チラシの配付 - 区報や区ホームページ、防災地図等による震災への備えに関する周知啓発 - 区報や区ホームページ、防災地図等による水害時におけるペットの避難に関する周知啓発	- 飼い方講習会の実施 - 狂犬病予防注射関係書類に飼い主への啓発チラシを同封 - 区報特集号にてペット防災に関する記事の掲載 - 区ホームページにおけるペット防災ページの新設 - ケーブルテレビ番組「行政ナビ」にて、ペット防災に関する内容を放送 - 区内動物病院・動物関連事業所（計30か所）でペット防災チラシを配布	○	- 引き続き、広報や区ホームページを活用して飼い主への啓発を図る（令和7年度：5月、7月、9月の区報に掲載）。 - 飼い方講習会において災害への備えをテーマの一つとして啓発を実施する。 - 区内動物関連民間事業所と連携しペット防災の普及啓発に取り組む

取組（指標） 〔所管部〕	令和 6 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
動物の避難体制の整備 〔所管部〕 健康部	・避難所開設・運営訓練における飼い主への在宅避難に対する備えやペットを避難させる際の注意事項等に関する周知啓発 ・獣医師会や民間事業者との災害時協定に基づく協力体制の構築及び各地区 1 か所のペット避難施設の確保 ・荒川自然公園整備期間（令和 8～9 年度予定）における動物の避難代替施設等の検討	・避難所開設・運営訓練において、ペット避難に関する周知啓発の実施 ・荒川区獣医師会会議を開催し、ペット防災に関する課題等の整理・共有 ・ペットの避難場所として、災害時協定に基づき確保するトレーラーハウスの設置場所の検討 ・あら B O S A I 2025 において、区内動物関連民間事業所と連携したペットの備蓄品の展示を実施	○	・引き続き避難所開設・運営訓練において、ペット避難に関する周知啓発を実施する。 ・引き続き災害時の獣医療体制整備に向けて、荒川区獣医師会等と連携強化を図るとともに、動物避難訓練の実施を検討する。 ・ペット避難の受入ができる各地区 1 か所の避難所等について、令和 7 年度中に公表ができるよう調整を進める。 ・引き続き動物の避難場所としてのトレーラーハウスの設置場所について関係部署との調整を図りながら検討する。 ・震災時における被災動物の一時収容施設の利用に関する協定を区内の動物関連事業所と締結する。 ・荒川自然公園整備期間の変更（令和 9～10 年度予定）にあわせて動物避難代替施設等を検討する。

9 物流・備蓄・輸送対策の推進

対策項目	① 食料及び生活必需品等の確保			
実施内容	・災害時の道路状況や天候状況によっては東京都から支援物資の供給を受けることができない恐れがあるため、区として発災後 3 日分の備蓄数量を確保するとともに、高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児にも配慮した備蓄品目の充実を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 6 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児に配慮した備蓄の推進 〔所管部〕 区民生活部 福祉部	・高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児等に配慮した備蓄物資の検討、適宜配備 ・ミキサー食等高齢者や障がい者に配慮した備蓄品の福祉避難所への配備	・福祉避難所において、ミキサー食等高齢者や障がい者に配慮した備蓄品の配備を適宜実施 ・一次避難所及び二次避難所においても、高齢者向けにおかゆやゼリー飲料、乳幼児向けに液体ミルクや粉ミルクを備蓄	○	・引き続き福祉避難所において、高齢者や障がい者に配慮した備蓄品の配備を進めていく。 ・一次避難所及び二次避難所の要配慮者向け備蓄食品については、区内全体で 3 日分の備蓄量を確保していく。
区民用備蓄の充実 〔所管部〕 区民生活部	・区民用備蓄を 3 日分確保するための備蓄計画の策定（令和 6 年度現在、区民用備蓄 1 日分を確保） ・避難所における生活環境・衛生環境の向上に資する備蓄の推進 ・宮前公園の防災倉庫、備蓄倉庫の設計やレイアウト等整備内容の検討	・区民用備蓄を 3 日分に増強するための備蓄計画を策定 ・避難所における生活環境・衛生環境の向上のため、二次避難所にエアーマット、一次・二次避難所に口腔ケア用品を新たに導入 ・宮前公園の防災備蓄倉庫の整備にあたり、機能的な倉庫となるよう設計の段階から関係部署と綿密な調整を実施	○	・備蓄の入替えが特定の年度に集中しないよう、平準化しながら計画的に備蓄を進め、区内全体で 3 日分の備蓄量を確保していく。 ・一次避難所にエアーマットを導入する。 ・宮前公園の防災備蓄倉庫について関係部署と綿密な調整を行い、機能的な倉庫となるよう取り組む。

10 住民の生活の早期再建

対策項目	① 応急危険度判定の体制整備			
実施内容	・災害時において的確かつ迅速に応急危険度判定を実施するため、事前に業務マニュアルを作成し、人員や判定資器材を確保する。 ・都と連携し、建築士の資格等を有する民間建築士に対し、応急危険度判定に関する講習の受講・登録を促進し、人員を確保する。 ・区内在住の判定員で構成される区判定委員会の総会等を通じ、平時から連携体制を確立する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
応急危険度判定を実施するための体制強化 〔所管部〕 防災都市づくり部	・訓練等を通じた業務マニュアルの確認・充実、必要な判定資器材の準備 ・区内の建築関連団体に判定士の登録促進に関する周知 ・連絡訓練を通じた区判定員との連携体制の確認	・判定員用リュックサックの購入 ・区内の建築関連団体に対して、都が開催する講習会の案内を通知 ・判定員との電話・メールによる連絡訓練の実施	○	・調査や集計のデジタル化、建築士等の判定員会への加入促進、連絡訓練などを実施し、体制の強化を図る。

対策項目	② 災害廃棄物（がれき・し尿等）処理体制の整備			
実施内容	・災害廃棄物等（がれき・し尿等）を迅速かつ的確に処理するため、「荒川区災害廃棄物等処理方針」に基づく訓練の実施等を通じて、関係団体との連携を高め、実効性の更なる向上を図るとともに、区民に対して災害時におけるごみの分別等について、様々な媒体や機会を活用して周知啓発を行う。 ・震災時においては、断水や下水道被害が原因で、平常時と同様にトイレが使用できなくなる状況が想定されることを踏まえ、災害時に使用できるトイレの整備を進めるとともに、衛生的な使用環境確保のため、発災時のトイレの使用や携帯トイレの備蓄の重要性等について、避難所開設・運営訓練、防災訓練や出張あらBOSA I、防災講話等の様々な媒体や機会を活用して周知啓発を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
災害廃棄物処理体制の整備（次ページに続く） 〔所管部〕 環境清掃部	・処理方針に基づく訓練の実施 ・訓練を通じた災害廃棄物の処理に関する課題の抽出及び処理方	・処理方針に基づく災対訓練の実施 ・環境清掃施設間での定期的なMCA無線通信訓練の実施 ・地域防災計画の修正に伴	○	・引き続き、処理方針に基づく訓練を実施する。 ・引き続き、訓練を通じた災害廃棄物の処理に関する課題の抽出及び処理方針の改善を実施する。

取組（指標） 〔所管部〕	令和 6 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
災害廃棄物処理体制の整備	- 針の改善 - 関係団体との連携強化	- う処理方針の見直し検討 - 区内事業者と仮置場の運営に関する協定を締結		- 関係団体との連携訓練を実施する。 - 新たな協定締結事業者等の調査・検討を行う。 23 区による特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインの見直しを検討する。
区民に対する災害時のごみの分別等に係る平時からの普及啓発 〔所管部〕 環境清掃部	区報、区ホームページ等を活用した災害時のごみの分別等に係る事前の周知	- 区報、区ホームページ、冊子等を活用した災害時の廃棄物等の対応に関する啓発の実施 - イベント等における災害時の廃棄物等の対応に関するチラシの配布	○	引き続き、区報、区ホームページ等を活用した災害時のごみの分別等に係る事前の周知を図る。
災害時に使用可能なトイレの整備及び携帯トイレの普及啓発 〔所管部〕 区民生活部 防災都市づくり部	- 都下水道局及び水道局への区内上下水道管の耐震化に関する要望 - 一次避難所区域ごとに避難者 50 人に 1 基の割合で災害時に使用可能なトイレの確保 - 携帯トイレの使用方法や各家庭内での携帯トイレの備蓄に関する普及啓発	- 都下水道局及び水道局への区内上下水道管の耐震化の推進に関する要望 - 区内 4 か所の公園に災害時に使用可能なトイレを整備（荒川四丁目公園、荒川二丁目公園、瑞光公園、西尾久四丁目公園） - 避難所開設・運営訓練や防災講話、各種イベント等の様々な機会を捉え、携帯トイレの使用方法や備蓄の重要性について普及啓発を実施 - 仮設トイレ等の協定の締結	○	- 今後、令和 7 年 3 月に東京都が作成した「東京トイレ防災マスタープラン」に基づき、災害時におけるトイレの確保・質の向上・運用体制の構築等について関係部署等と検討し、災害時トイレ確保・管理計画の策定を目指す。 - 携帯トイレの無料配布事業を拡充して実施し、各家庭での備蓄につなげる。

対策項目	③ 被災者生活再建支援に係る体制整備			
実施内容	・ 住家被害認定調査、罹災証明書交付、生活再建支援等を迅速かつ効率的に実施するため、事前に被災者生活再建支援システムにおける住家被害認定調査や罹災証明書交付に関する手順や必要資器材等を整理するとともに、職員研修や訓練等を通じて、運用体制の強化を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 6 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
被災者生活再建支援体制の整備及び被災者生活再建支援システム研修・運用訓練の実施 〔所管部〕 区民生活部 防災都市づくり部	・ 罹災証明書発行研修 2 回 ・ 建物被害認定調査研修 2 回 ・ モバイルシステム操作研修 1 回 ・ 研修等参加人数 360 名（累計）	・ 罹災証明書発行研修 2 回 ・ 建物被害認定調査研修 2 回 ・ モバイルシステム操作研修 1 回 ・ 研修等参加人数 366 名（累計）	○	・ 東京都が主催する研修や区が実施する防災訓練等に、多くの職員を今後も継続的に参加させ、被災者生活再建支援業務に関する認知度を全庁的に高めるとともに、発災時に従事可能な職員の育成を行う。

風 水 害 編

1 予防対策

対策項目	① 区民への情報伝達・意識啓発			
実施内容	・気象庁から気象警報、洪水警報等が発表された場合や、大型台風の接近、上陸等により区内に浸水被害が発生する可能性がある場合の避難方法や避難場所等について、防災地図（水害版）や防災アプリ、区ホームページ、区報等の様々な媒体や防災講話等を活用し、区民への周知啓発を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
風水害時の避難方法・避難場所の周知及び風水害に関する普及啓発 〔所管部〕 区民生活部	・区報、区ホームページ、防災アプリ、防災地図などの様々な媒体を活用した避難方法等の周知 ・東京マイ・タイムラインを活用した啓発	・区報や区ホームページ等で水害時の避難方法について周知するとともに、防災講話等の様々な機会を通じて、防災地図の配布や防災アプリの活用方法について啓発を実施 ・区報や区ホームページ等において東京マイ・タイムラインの活用方法に関する啓発を実施	○	・引き続き、区報や区ホームページ、防災講話等の様々な機会において水害時の避難方法等について啓発を行う。 ・防災アプリの活用方法についても、水害ハザードマップの表示や区からの緊急情報の受信ができる等、各種機能についてイベントやチラシ配布を通じて啓発していく。

対策項目	② 要配慮者対策			
実施内容	・水害時における要配慮者の避難体制の強化を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を促進するとともに、区独自に「計画作成の手引き」を作成するなどの支援を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
要配慮者利用施設ごとの避難確保計画の作成支援（次ページに続く） 〔所管部〕 区民生活部 福祉部 子ども家庭部 教育委員会事務局	・作成率 70.4%（250/355 施設） ・避難確保計画未作成の要配慮者利用施設に対する計画の作成促進 ・要配慮者利用施設管理者への避難確保計画の作成支援	・作成率 75.5%（262/347 施設（令和7年3月末現在）） ・避難確保計画未作成の要配慮者利用施設に対し、所管部署における指導監査等の機会を通じた計画の作成促進を実施 ・計画作成に関する相談等に対する助言、提案	○	・引き続き、各所管部署と協力し、避難確保計画未作成の要配慮者利用施設に対して作成を呼びかけ、計画作成に関する相談等について丁寧に対応し、円滑な計画策定ができるよう支援していく。 ・保育園等については、毎年実施する指導監査において計画の作成状況や訓

取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
要配慮者利用施設ごとの避難確保計画の作成支援				練の実施状況を確認し、計画の作成を促していく。

対策項目	③ 避難場所の管理運営体制の整備			
実施内容	迅速かつ円滑な避難場所の開設及び運営体制を確保するため、避難場所に指定した担当職員を対象とした研修等を通じて、避難場所運営のノウハウを身に付けるとともに、施設のレイアウト検討や必要資器材の確認等を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
避難場所の管理運営体制の充実 〔所管部〕 区民生活部	- 避難場所運営担当職員を対象とした研修・現地確認の実施 - 各避難場所における避難場所対応マニュアルの改善	- 避難場所運営担当職員を対象とした、区の風水害対策や対応体制等について習熟するための研修や避難場所対応マニュアルに基づく現地確認の実施 - 各避難場所の現地確認を踏まえたマニュアルの更新	○	引き続き、水害時の避難場所担当職員研修で現地確認を踏まえた実効性のあるマニュアルに更新するとともに、出水期に備えた避難場所運営体制を強化していく。

対策項目	④ 広域避難体制の整備			
実施内容	・大規模水害時に区内の大部分が浸水する想定であることを踏まえ、国や東京都、関係自治体、防災関係機関、交通事業者等と連携した広域避難体制の整備（広域避難先施設や輸送手段の確保、広域避難先施設の開設運営計画の作成、避難情報の発令時期や内容の検討等）を進める。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和6年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
国、都、関係自治体等と連携した広域避難体制の整備 〔所管部〕 区民生活部	・「首都圏における大規模水害広域避難検討会」における国や都、他自治体等との広域避難体制に関する協議 ・広域避難先施設の開設運営計画の作成	・国・都・関係自治体と連携した広域避難体制の構築に向けた協議を実施 ・区に割り当てられた広域避難施設と連携した開設運営計画の作成	△	・令和7年度から「東京東部低地帯の大規模水害広域避難推進検討会」が新たに設置されたため、引き続き、国、都、関係自治体と協議しながら、着実に広域避難体制の整備を図る。 ・区に指定された広域避難先施設の開設運営計画については、二次避難先の確保の課題があるため、関係区と調整を行う。 ・既に開設運営計画を策定済みの広域避難先施設については、今後も引き続き内容を精査し、実効性の確保を図る。